恵泉女学園大学における公的研究費の管理・監督のガイドライン（実施基準）

2020年9月28日　改訂
2021年9月27日　改訂

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月文部科学大臣決定（平成26年2月改正））に基づき恵泉女学園大学（以下「本学」という）における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱います。

最高管理責任者
職名　　学長
責任と権限　本学全体を総括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う。
役割
・統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費等の　運営・管理が行えるよう、適切なリーダーシップを発揮する。
・基本方針や具体的な不正防止計画・対策の策定に当たっては、自ら重要事項を審議する役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
・不正防止に向けた取組みを促すなど、さまざまな啓発活動を定期的に行い、すべての構成員の意識の向上と浸透を図る。

統括管理責任者
職名　　大学事務局長
責任と権限　最高管理責任者を補佐し、本学競争的資金等の運営・管理を統括する実質的な責任と権限を持つ。
役割
・本学全体の具体的な不正防止対策（コンプライアンス教育及び啓発活動等）を策定・実施し、状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

コンプライアンス推進責任者
職名　　庶務課長
責任と権限　統括管理責任者を補佐し、本学の公的研究費等の運営･管理についての実務上の責任を負う。
役割
・統括管理責任者の指示の下、次の役割を担う。
①部局において不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括管理責任者に定期的に報告する。
②すべての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講管理を行う。
③すべての構成員に対して啓発活動を定期的にを実施する。
④競争的資金等の管理・執行のモニタリングし、必要に応じて改善指導を行う。

研究倫理教育責任者
職名　　副学長
責任と権限　最高管責任者を補佐し、本学における研究上の不正行為を防止する環境整備について責任と権限を持ち、研究倫理教育の実施により研究者倫理の向上をはかる役割を担う。

防止計画推進部署
防止計画推進部署は大学事務局とする。統括管理責任者とともに、大学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等）を策定・実施し、実施状況を確認する。

研究者の責務

研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、誠実に研究費を執行するとともに成果を公開する。

事務の責務

統括管理責任者の指揮･監督のもと、公的研究費等の運営・管理は庶務課が学園規程および関係法令等に従い処理するとともに物品検収を行う。また、公的研究費等の応募・交付申請等の諸手続きについては庶務課が担当する。

相談および通報（告発）窓口

相談および通報（告発）窓口をつぎのとおり設置する。

本学の相談および通報（告発）窓口
庶務課
〒206-8586　東京都多摩市南野2-10-1
電話　042-376-8215（直通）
FAX　042-376-8218
e-mail　shomuka@keisen.ac.jp

学校法人の通報（告発）窓口
学校法人　恵泉女学園　内部監査室
〒156-0055　東京都世田谷区船橋5-8-１
電話　03-3303-2159
FAX　03-3303-2116
e-mail　koueki@keisen.ac.jp

附　則

このガイドラインは，2020年9月28日から施行する。

附　則

このガイドラインは，2021年9月27日から施行する。